

保育業務の総合的な見直しに係る主な経過

年 月	経 過
平成9年9月	● 行財政改革大綱策定 民間委託や公共的団体等の活用の検討について明記
平成16年度	● 国の三位一体改革 公立保育園に係る運営経費が、一般財源化。公立保育園と民間保育園とで、市が支出すべき財源に大きな差が生じることとなった。
平成18年3月	● 児童福祉審議会 答申 （以下、要約） 「市立園1園の民間委託を行うよりも、運営費の効率化を図りつつ現行の市立園の体制を維持した上で改革を実施する方が、効果が期待できる。今後、保育業務の十分な改善が見られない場合は、保育の運営協議会等で民間委託の計画・内容について検討することとし、当面は現行の市立園の体制を維持することが望まれる。」
平成25年11月	● 公立保育園運営協議会設置 【所掌事項】 (1) 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価に関する事項 (2) 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認等）に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の設置目的（＝市立保育園事業運営のサービス向上に資する）を達成するために検討が必要な事項 (現在まで様々な協議等を継続)
平成27年3月	● 公立保育園運営協議会（第17回） 平成26年11月の職員団体との労使協議時に示した「 公立保育所の役割（案） 」を協議会資料として提出。資料の中では、公立保育所の役割を次の3つとしている。 ① 行政機関としての役割 ② 地域子育て支援の拠点としての役割 ③ 保育施設の拠点としての役割
平成28年1月	● 「 今後の小金井市の保育行政の在り方に関する意見（小金井市保育検討協議会報告） 」を受領 公立保育園の民間委託の是非については、以下の5論併記となった。 ① 「公立保育所の管理運営の在り方に関する意見」 ② 「公立保育所の管理運営の効率化として、民営化推進を求める意見」 ③ 「公立保育所の管理運営の効率化として、条件つきで民営化を容認する意見」 ④ 「公立保育所の管理運営の効率化として、財政面からの視点で民営化を検討することに反対する意見」 ⑤ 「現状の公立保育所の運営形態を見直すことに反対する意見」 ※ また、一方で、公立保育園の果たすべき役割、公民問わず保育園が果たすべき役割な

	どについての意見も報告されている。
平成 29 年 9 月	● 行財政改革プラン 2020「アクションプラン 2020（平成 29 年度版）」策定 「公立保育園 2 園を平成 32 年度に民営化」と「公立保育園 1 園をその後に、民営化する」趣旨のスケジュールを明記
令和元年 9 月	● 市議会厚生文教委員会 くりのみ保育園及びさくら保育園の民営化時期を 2 年延伸（令和 4 年 4 月に 2 園民営化）することを表明
令和 3 年 3 月	● 「 <u>小金井市すこやか保育ビジョン</u> 」策定
令和 3 年 7 月	● 「新たな保育業務の総合的な見直し方針（案）」策定 老朽化の進むくりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園の 3 園について、0 歳から順次、月齢（クラス）定員を 0 人とし、在園児童全員が卒園する年度をもって廃園すること等を明記
令和 3 年 9 月	● 市議会厚生文教委員会 段階的縮小開始時期を 1 年延伸することを報告
令和 4 年 5 月	● 「新たな保育業務の総合的な見直し方針」策定
令和 4 年 9 月	● 「 <u>小金井市立保育園条例の一部を改正する条例</u> 」上程 くりのみ保育園及びさくら保育園について、段階的に児童定員を縮小の後に廃園する旨の改正 ● 「小金井市立保育園条例の一部を改正する条例」を専決処分 ● 「 <u>新たな保育業務の総合的な見直し方針【令和 4 年 9 月改定版】</u> 」策定 適用開始時期等を修正
令和 6 年 2 月	● 東京地方裁判所において「小金井市立保育園廃止処分取消等請求事件」の判決が出される 主文にて、原告に対する施設利用不可処分は取り消され、その主文に係る判断において、専決処分は違法、改正条例は無効とされる。
令和 6 年 3 月	● 市議会にて <u>市長報告</u> を行う 東京地方裁判所の判決を踏まえた今後の対応について、市長として判決を重く受け止め、控訴はしないこと、原告に対する小金井市立さくら保育園の施設利用を不可とした処分を取り消し、入所に向けた手続を進めること等を報告する。 ● 「 <u>小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例</u> 」上程 ● 「小金井市立保育園の在り方検討委員会設置条例」可決